

商品概要説明書

ジャックスカードローン（Aタイプ：住宅ローン利用者・公務員向け）

（令和6年4月1日現在）

商品名	ジャックスカードローン（Aタイプ：住宅ローン利用者・公務員向け）
ご利用いただける方	住宅ローン利用者 ○ 満20歳以上65歳未満の方 ○ 前年度年収（税込み）200万円以上の方 ○ 勤続年数1年以上（農業者を除く自営業者は営業年数3年以上）の方 ○ 当JAが定める条件を満たしている方 ○ 住所または勤務地が地区内にある方 ○ 当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方 ○ 信用状況に不安がない方 公務員および高度な国家資格の保持者で当該資格を用いて業を営む方 ○ 満20歳以上65歳未満の方 ○ 住所または勤務地が地区内にある方 ○ 当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方 ○ 信用状況に不安がない方
資金使途	○ 原則として自由とします。（ただし、事業資金・借入返済金等の不健全な資金は除きます）
契約金額	○ 10万円～300万円（10万円単位）とします。 ※ 住宅ローン利用者で返済実績が1年未満の方については、貸越極度額100万円以内とします。
契約期間	○ ご契約日から2年後の応答日の属する月の5日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当JAまたは保証会社はその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに2年間延長するものとし、以後も同様としますが、満65歳の誕生日以降ならびにJAまたは保証会社が不適当と認めた場合は契約の更新は行いません。
借入利率	○ 変動金利とします。 ○ お借入利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（農協短期プライムレート）により、年4回見直しを行い、4月、7月、10月および1月の利息決算日（約定返済日）から適用利率を変更いたします。 ○ お借入利率には、年2.3%の保証料を含みます。 ○ 利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。

返済方法	<p>○ 定額返済 毎月5日（休日の場合は翌営業日）を定額返済日とし、毎月の返済日における利息返済後の借入残高に応じて返済用貯金口座からの自動引落しにより返済いただきます。具体的なお返済額は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="470 342 1310 788"> <thead> <tr> <th>毎月の返済日における 利息徴求後のお借入残高</th> <th>返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万円未満</td> <td>返済日時点のお借入残高</td> </tr> <tr> <td>1万円以上 50万円以下</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>50万円超 100万円以下</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 150万円以下</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>150万円超 200万円以下</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>200万円超 250万円以下</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>250万円超</td> <td>6万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 任意返済 毎月の約定返済のほかに、増額ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、増額ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（定額返済）は行われます。</p>	毎月の返済日における 利息徴求後のお借入残高	返済額	1万円未満	返済日時点のお借入残高	1万円以上 50万円以下	1万円	50万円超 100万円以下	2万円	100万円超 150万円以下	3万円	150万円超 200万円以下	4万円	200万円超 250万円以下	5万円	250万円超	6万円
毎月の返済日における 利息徴求後のお借入残高	返済額																
1万円未満	返済日時点のお借入残高																
1万円以上 50万円以下	1万円																
50万円超 100万円以下	2万円																
100万円超 150万円以下	3万円																
150万円超 200万円以下	4万円																
200万円超 250万円以下	5万円																
250万円超	6万円																
利息の計算方法	○ 毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。																
担保	○ 不要です。																
保証人	○ 当JAが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、保証人は不要です。																
手数料	○ ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。																
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支店または金融部（電話：0172-28-1121）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） 仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバ</p>																

	<p>ンク相談所にお申し出ください。)</p> <p>※ 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○ 印紙税が別途必要となります。 ○ その他ご不明の点がございましたら、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A つがる弘前